

苦情解決制度について

社会福祉法人松の実福社会

利用者、家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の窓口を設置する。苦情の申し出があった場合は速やかに事実関係を調査の上、その結果改善の必要性の有無その改善方法について申出者に報告を行う。

苦情受付については、備え付けてある苦情受付箱を利用するか、苦情受付担当者までお申し出ください。また、第三者委員に話すこともできます。その場合は事務局に連絡してください。

